

川崎市告示第424号

指定障害児相談支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の規定により、指定障害児相談支援事業者の指定を行いましたので、同法第24条の37第1項第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和8年7月16日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
合同会社 a i l e	相談支援ソシオ	川崎市麻生区上麻生七丁目 2 0 番 1 1 号	障害児相談支援	令和 8 年 4 月 1 日	1475600449